

岩手県選挙管理委員会告示第90号

平成28年11月7日開催された岩手県選挙管理委員会において次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により委員長が選挙され、及び同条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員が指定された。

平成28年11月15日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

委員長		委員長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
盛岡市神明町10番15号	八木橋 伸之	岩手郡雫石町長山松木23番地1	高前田 寿幸